

「北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱」改正の概要

改正趣旨

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会による「新たなレベル分類の考え方」に関する提言及び同提言を受け改訂された国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、「北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱」の一部を改正する。

改正内容

1. 名称の変更（対策要綱第4の2、第4の4（2））

- ・ 国の分科会提言を踏まえ、「警戒ステージ」を「レベル分類」に変更

2. レベル分類の設定の考え方の明記（対策要綱第4の2（1））

- ・ 医療ひっ迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活や社会経済活動の回復を促進するため、目安となる指標と対応の考え方を示すレベル分類を設定
- ・ 感染の状況等の分析や評価を行った上で、必要な対策を講じる

3. レベル分類の運用の考え方の明記（対策要綱第4の2（2））

- ・ 原則、全道域で運用しつつ、札幌市を対象とした運用を行う
- ・ 地域の感染状況や医療への負荷の状況等を踏まえ、地域を限定した対策やまん延防止等重点措置の要請等を検討、実施

4. その他（対策要綱第4の2（3）及び（4））

- ・ 「協力要請」を「要請」に統一

施行時期

令和3年12月8日から施行する。